（航空障害灯の管理の方法）

**第百二十八条**　法第五十一条第五項（法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により、航空障害灯を次の方法により管理するものとする。

一　（略）

二　建築物、植物その他の物件により航空障害灯の機能を損なうこととなるときは、直ちに当該物件の除去等必要な措置を講ずること。

三　（略）

四　自然災害その他の事象により、航空障害灯の運用に支障を生じたときは、直ちにその復旧に努めるとともに、その運用をできるだけ継続する等航空の危害予防のため適当な措置を講ずること。

五～八　（略）

（飛行の禁止空域）

**第二百三十六条**　法第百三十二条第一項第一号の国土交通省令で定める空域は、次のとおりとする。

一～四　（略）

**第二百三十六条の二**　法第百三十二条第一項第二号の国土交通省令で定める人又は家屋の密集している地域は、国土交通大臣が告示で定める年の国勢調査の結果による人口集中地区（地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないものとして国土交通大臣が告示で定める区域を除く。）とする。

（飛行禁止空域における飛行の許可）

**第二百三十六条の三**　法第百三十二条第二項第二号の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一～八　（略）

（飛行の方法）

**第二百三十六条の四**　法第百三十二条の二第一項第二号の規定により無人航空機を飛行させる者が確認しなければならない事項は、次に掲げるものとする。

一～四　（略）

2　（略）

**第二百三十六条の五**　法第百三十二条の二第一項第三号の国土交通省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一　（略）

二　無人航空機の飛行経路上及びその周辺の空域において飛行中の他の無人航空機を確認したときは、次に掲げる方法により飛行させること。ただし、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第十一条第二項（第三項及び第五項において準用する場合を含む。）の規定による措置その他法令に基づいて国又は地方公共団体が人又は物件に対する危険を防止するためやむを得ずに行う措置については、この限りでない。

イ・ロ　（略）

**第二百三十六条の六**　法第百三十二条の二第一項第七号の国土交通省令で定める距離は、三十メートルとする。

（航空障害灯の管理の方法）

**第百二十八条**　法第五十一条第五項（法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により、航空障害灯を次の方法により管理するものとする。

一　（略）

二　建築物、植物その他の物件により航空障害灯の機能を損なうこととなるときは、直ちに当該物件の除去等必要な措置をすること。

三　（略）

四　天災その他の事故により、航空障害灯の運用に支障を生じたときは、直ちにその復旧につとめるとともに、その運用をできるだけ継続する等航空の危害予防のため適当な措置をすること。

五～八　（略）

（飛行の禁止空域）

**第二百三十六条**　法第百三十二条第一項の国土交通省令で定める空域は、次のとおりとする。

一～四　（略）

**第二百三十六条の二**　法第百三十二条第二号の国土交通省令で定める人又は家屋の密集している地域は、国土交通大臣が告示で定める年の国勢調査の結果による人口集中地区（地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないものとして国土交通大臣が告示で定める区域を除く。）とする。

（飛行禁止空域における飛行の許可）

**第二百三十六条の三**　法第百三十二条ただし書の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一～八　（略）

（飛行の方法）

**第二百三十六条の四**　法第百三十二条の二第二号の規定により無人航空機を飛行させる者が確認しなければならない事項は、次に掲げるものとする。

一～四　（略）

2　（略）

**第二百三十六条の五**　法第百三十二条の二第三号の国土交通省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一　（略）

二　無人航空機の飛行経路上及びその周辺の空域において飛行中の他の無人航空機を確認したときは、次に掲げる方法により飛行させること。ただし、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第十条第二項（第三項において準用する場合を含む。）の規定による措置その他法令に基づいて国又は地方公共団体が人又は物件に対する危険を防止するためやむを得ずに行う措置については、この限りでない。

イ・ロ　（略）

**第二百三十六条の六**　法第百三十二条の二第七号の国土交通省令で定める距離は、三十メートルとする。